

松江市建築物省エネ法関係適合性判定実施要綱

松江市告示第 174 号

平成 29 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第 2 条 規則第 13 条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面(以下「軽微変更該当証明書」という。)を求めようとする者は、軽微変更該当証明申請書(様式第 1 号)の正本及び副本に、それぞれ規則第 3 条に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書(変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定を市長が行った場合においては、軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ規則第 3 条に規定する図書変更に係る部分に限る。)を添付するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、当該変更が規則第 5 条に規定する軽微な変更であると認めたときは、軽微変更該当証明書(様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。

(市長が定める用途)

第 3 条 松江市手数料徴収条例(平成 17 年松江市条例第 69 号)第 2 条第 1 項第 64 号の 4 アの表のこれらに類するもので市長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1)卸売市場

(2)火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

(3)水産物の増殖場若しくは養殖場

(4)危険物の貯蔵又は処理に供するもの

(5)前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

(名義等変更届)

第 4 条 法第 11 条第 3 項又は第 12 条第 4 項の規定による適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主の地位の承継があったときは、名義等変更届(様式第 3 号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の名義等変更届を受理したときは、その副本に届出済証印を押印し、届出者

に送付しなければならない。

(取下届)

第5条 法第11条第1項又は第2項の規定による計画書の提出をした者、法第12条第2項又は第3項の規定による通知をした者又は第2条第1項の規定による申請書の提出をした者は、これを取り下げようとするときは、取下届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、適合性判定等の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。